

ご存知ですか？ 通学路にある交通規制等の場所

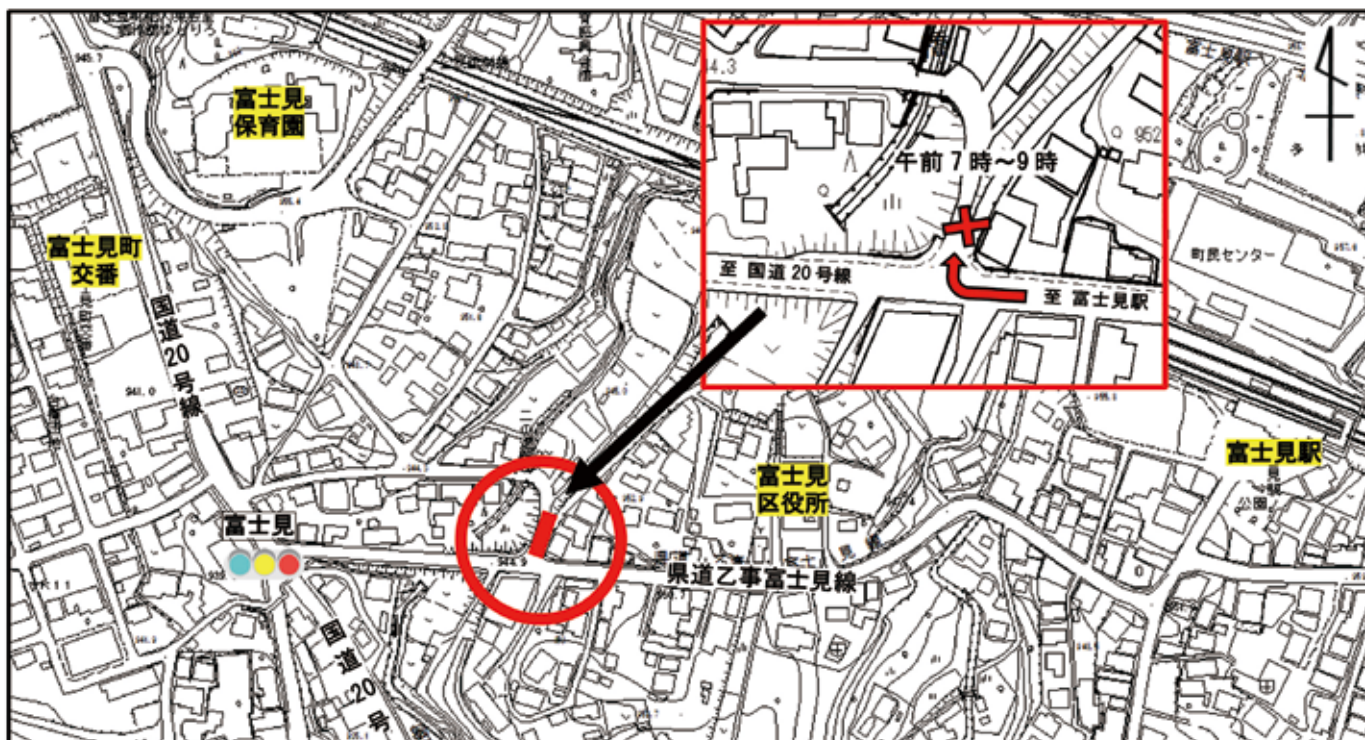
昨年6月、千葉県八街市において、小学生が巻き込まれる痛ましい死傷事故がありました。今後、このような事故が発生しないためには、ドライバーの皆さまの交通安全に対する意識が必要です。

そこで、ドライバーの皆さまに交通安全に対する意識を高めてもらうために、町の通学路にある交通規制等の場所をマップにしました。交通規制等をしっかり守り、子ども達を交通事故から守りましょう。

今回紹介する交通規制等の場所は、町ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。

1 国道20号線「富士見」交差点付近

富士見駅から国道20号線に向かう車線は、**午前7時から9時までは「自動車」と「原付」が右折禁止**となります。なお、**国道20号線から富士見駅に向かう車線は、左折できます。**



Q. この標識の意味は何でしょう



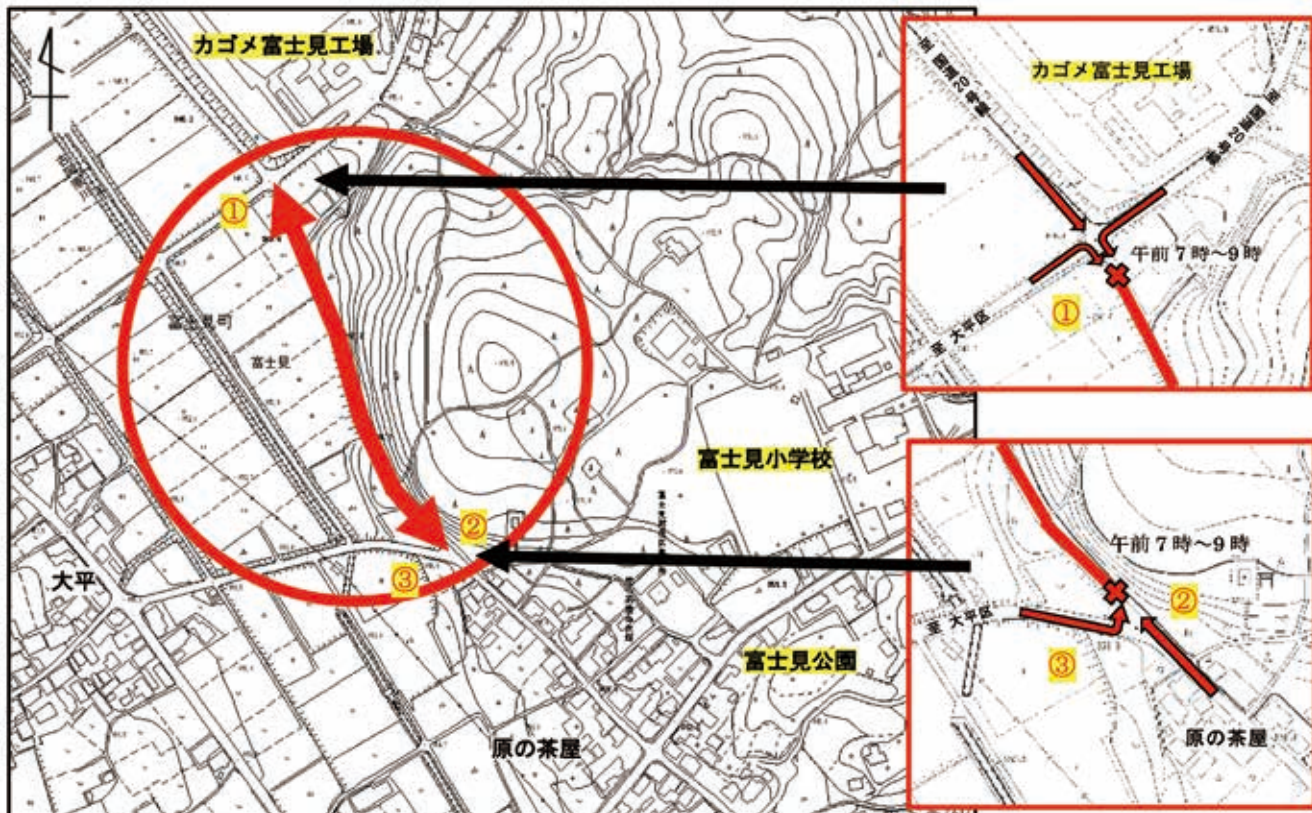
A. 指定方向外進行禁止

青地に白色矢印の標識は、「矢印の方向以外の進行ができない」ことを表しています。言い換えれば、「矢印の方向のみ進行できる」ということです。

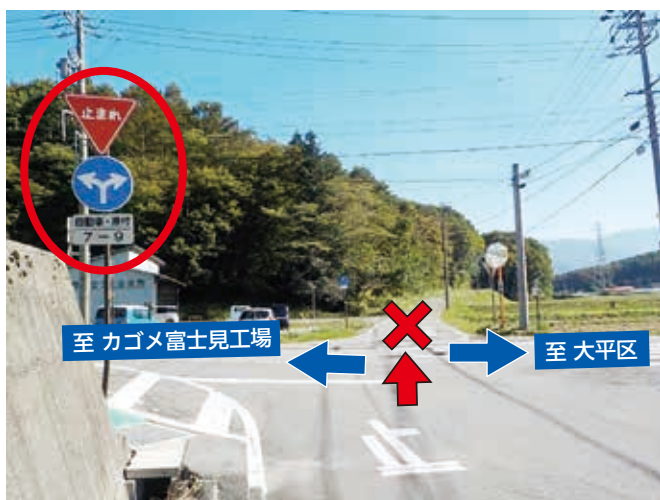
標識の指示に従い、矢印方向へ進んでください。

2 カゴメ富士見工場～原の茶屋区の間

午前7時から9時までは、「自動車」と「原付」が通行禁止となります。

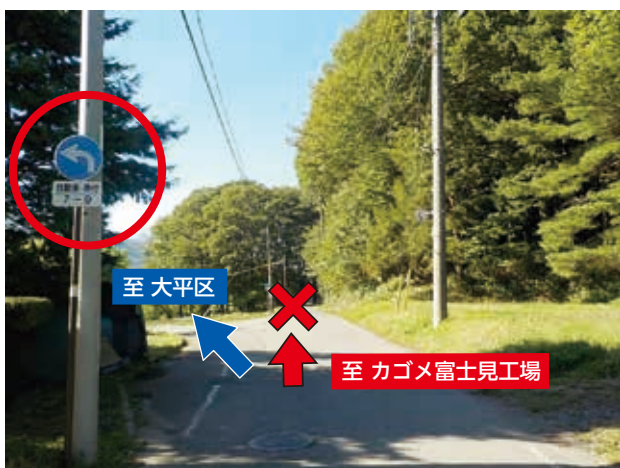


① カゴメ富士見工場南側交差点



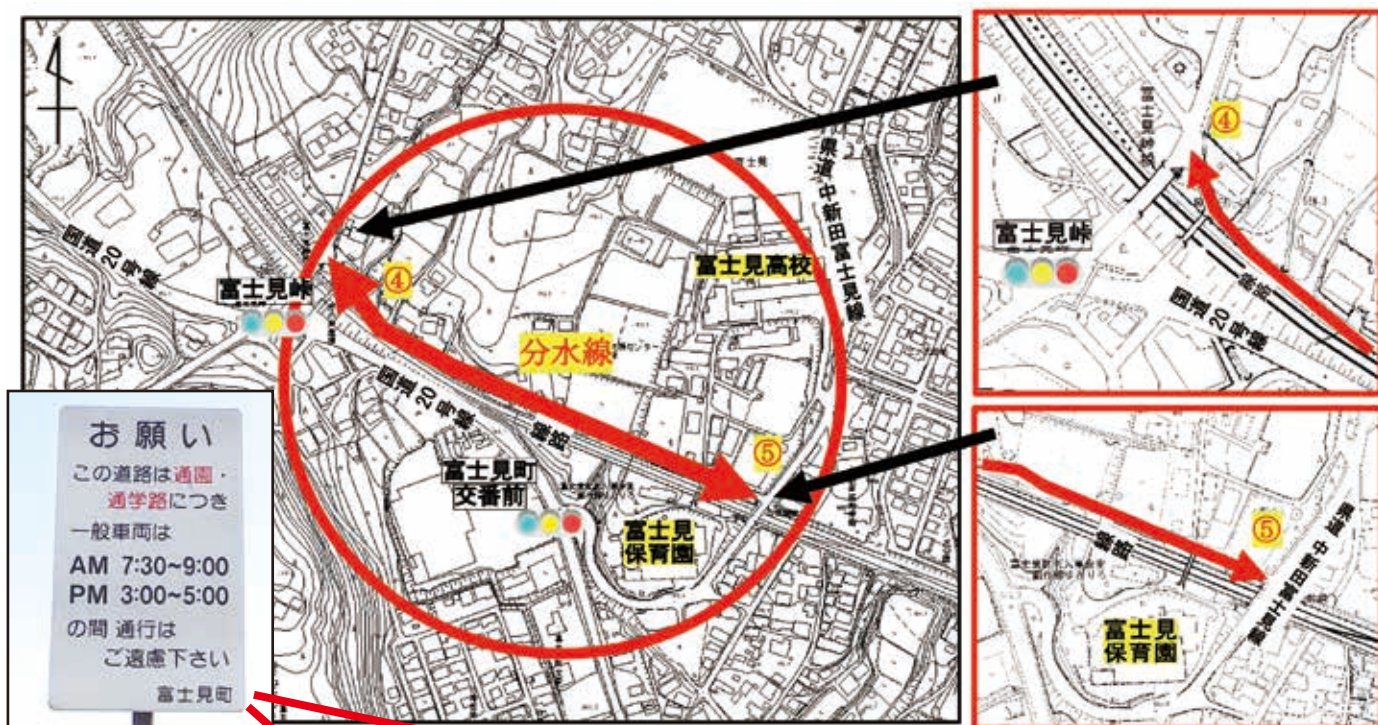
矢印の標識の下にあるのは「補助標識」です。
道路標識が規制する車種や時間を表しています。

②・③ 原の茶屋区・大平区・カゴメ富士見工場に分かれる交差点



3 富士見高校下「分水線」

富士見保育園の通園路と富士見小学校の通学路であり、道路幅員も狭く危険な箇所です。そのため、**午前7時30分から9時と、午後3時から5時までの通行をご遠慮いただくようお願い**しています。



④ 分水線西側



⑤ 分水線東側

その他にも町内には、通学路を示す看板等があります。通行時にはご注意ください。



特に通学路や住宅街等の生活道路では速度を落とし、安全確認をしましょう。
思いやりを持った運転を心がけ、歩行者を交通事故から守りましょう。



【お問い合わせ】

建設課 都市計画係 ☎62-9216

富士見町教育委員会 子ども課 総務学校教育係 ☎62-9235

子ども支援係 ☎62-9237